

## 第10 福祉関係機関

### 1 富士健康福祉センター

富士健康福祉センターは、富士市、富士宮市の2市を対象区域とし、保健・医療・福祉事業を担当する県の機関である。

福祉関係の主な業務としては、地域福祉、児童・母子保健福祉及び精神保健福祉に関する各種事業を行っている。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、「こころの相談」として精神保健に関する各種相談に来所又は電話で応じるとともに、精神科医師による相談（事前予約制）を毎月1回定期的に行っている。

名 称 静岡県富士健康福祉センター  
所在地 〒416-0906 富士市本市場441-1  
T E L 65-2155

### 2 富士児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づき、児童に関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的、社会学的判定を行い、必要な助言指導や一時保護、里親委託、施設入所措置等を行う専門機関である。

児童相談所で受ける相談は、主として次のようなものに大別できる。

#### 1 養護相談

保護者の家出、死亡、離婚、病気などによって保護を要する児童、棄児、あるいは親子関係不良、被虐待児、里親などに関する相談。

#### 2 障害相談

知的障害、肢体不自由、重症心身障害、言語発達障害、視聴覚障害、自閉症等の障害のある児童に関する相談。

#### 3 非行関係相談

窃盗、傷害、放火等の触法行為のあった児童、浮浪乱暴等のぐ犯行為のみられる非行児童に関する相談。

#### 4 育成相談

しつけ、適性、性格行動、不登校その他育成上の諸問題に関する相談。

名 称 静岡県富士児童相談所  
所在地 〒416-0906 富士市本市場441-1  
T E L 65-2141

### 3 富士知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所は知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の向上を図るための相談、判定を行う専門機関である。

療育手帳に関連した医学的・心理学的・職能的判定を行う他、市町等からの要請に応じて専門的な知識及び技術を必要とする相談・判定及び指導を行っている。

名称 静岡県富士知的障害者更生相談所  
所在地 〒416-0906 富士市本市場441-1  
TEL 65-2141

案内図

